

提供書面分冊

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

株式会社 新生銀行

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|------------|--------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 605,089 | 預渡性預金 | 6,012,455 |
| 債券貸借取引支払保証金 | 280 | 債券 | 259,659 |
| 買入金銭債権 | 408,035 | コールマネー及び売渡手形 | 675,567 |
| 特定取引資産 | 375,107 | 売現先勘定 | 281,513 |
| 金銭の信託 | 348,840 | 債券貸借取引受入担保金 | 53,805 |
| 有価証券 | 2,174,198 | コマースャル・ペーパー | 569,566 |
| 貸出金 | 5,876,910 | 特定取引負債 | 198 |
| 外国為替 | 37,138 | 借用金 | 307,562 |
| リース債権及びリース投資資産 | 232,554 | 外国為替債 | 1,012,324 |
| その他資産 | 1,125,768 | 短期社債 | 4 |
| 有形固定資産 | 50,964 | その他の負債 | 11,500 |
| 建物 | 20,544 | 賞与引当金 | 266,489 |
| 土地 | 9,667 | 役員賞与引当金 | 819,900 |
| 有形リース資産 | 10,821 | 退職給付引当金 | 10,425 |
| 建設仮勘定 | 105 | 役員退職慰労引当金 | 318 |
| その他の有形固定資産 | 9,826 | 利息返還損失引当金 | 18,219 |
| 無形固定資産 | 209,175 | 固定資産処分損失引当金 | 234 |
| ソフトウェア | 29,099 | 訴訟損失引当金 | 193,850 |
| のれん | 132,952 | 特別法上の引当金 | 7,559 |
| 無形リース資産 | 755 | 繰延税金負債 | 3,662 |
| 無形資産 | 44,791 | 支払承諾見返 | 4 |
| その他の無形固定資産 | 1,576 | 負債の部合計 | 1,665 |
| 債券繰延資産 | 161 | | 675,225 |
| 繰延税金資産 | 22,254 | | 11,181,714 |
| 支払承諾見返 | 675,225 | (純資産の部) | |
| 貸倒引当金 | △192,511 | 資本 | 476,296 |
| 資産の部合計 | 11,949,196 | 資本剰余金 | 43,554 |
| | | 利益剰余金 | 152,855 |
| | | 自己株 | △72,558 |
| | | 株主資本合計 | 600,147 |
| | | その他の有価証券評価差額 | △38,813 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △2,996 |
| | | 為替換算調整勘定 | 1,297 |
| | | 評価・換算差額等合計 | △40,511 |
| | | 新株予約権 | 1,808 |
| | | 少数株主持分 | 206,037 |
| | | 純資産の部合計 | 767,481 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 11,949,196 |

連結損益計算書 （平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで）

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

| | 金 | 額 |
|---------|---------|---------|
| 経資 | 303,421 | 601,677 |
| 貸有コ買債預そ | 256,180 | |
| 一 | 37,997 | |
| コ買債預そ | 883 | |
| 一 | 7 | |
| コ買債預そ | 779 | |
| 一 | 1,887 | |
| コ買債預そ | 5,685 | |
| 一 | 52,676 | |
| コ買債預そ | 11,918 | |
| 一 | 211,588 | |
| コ買債預そ | 22,071 | |
| 一 | 100,425 | 764,993 |
| コ買債預そ | 47,426 | |
| 一 | 4,871 | |
| コ買債預そ | 5,026 | |
| 一 | 4,897 | |
| コ買債預そ | 5 | |
| 一 | 2,650 | |
| コ買債預そ | 0 | |
| 一 | 17,001 | |
| コ買債預そ | 757 | |
| 一 | 11,509 | |
| コ買債預そ | 6,278 | |
| 一 | 26,162 | |
| コ買債預そ | 16,582 | |
| 一 | 244,914 | |
| コ買債預そ | 199,597 | |
| 一 | 11,673 | |
| コ買債預そ | 5,880 | |
| 一 | 182,043 | |
| コ買債預そ | 177,311 | |
| 一 | 124,973 | |
| コ買債預そ | 52,338 | |
| 一 | | 163,316 |
| コ買債預そ | | 100,947 |
| 一 | | |
| コ買債預そ | 10,410 | |
| 一 | 5,791 | |
| コ買債預そ | 75,106 | |
| 一 | 9,637 | |
| コ買債預そ | | 56,684 |
| 一 | 1,623 | |
| コ買債預そ | 30,905 | |
| 一 | 1,456 | |
| コ買債預そ | 3,900 | |
| 一 | 3,662 | |
| コ買債預そ | 0 | |
| 一 | 15,135 | |
| コ買債預そ | | 119,054 |
| 一 | 3,466 | |
| コ買債預そ | 7,004 | |
| 一 | | 10,471 |
| コ買債預そ | | 13,558 |
| 一 | | 143,084 |

連結株主資本等変動計算書（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

株式会社 新 生 銀 行

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|----------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 476,296 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 476,296 |
| 資本剰余金 | |
| 前期末残高 | 43,558 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の処分 | △4 |
| 当期変動額合計 | △4 |
| 当期末残高 | 43,554 |
| 利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 302,535 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △5,773 |
| 当期純損失 | △143,084 |
| 連結子会社減少による減少高 | △822 |
| 当期変動額合計 | △149,680 |
| 当期末残高 | 152,855 |
| 自己株式 | |
| 前期末残高 | △72,566 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △0 |
| 自己株式の処分 | 9 |
| 当期変動額合計 | 8 |
| 当期末残高 | △72,558 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 749,823 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △5,773 |
| 当期純損失 | △143,084 |
| 自己株式の取得 | △0 |
| 自己株式の処分 | 5 |
| 連結子会社減少による減少高 | △822 |
| 当期変動額合計 | △149,676 |
| 当期末残高 | 600,147 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | △35,073 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △3,739 |
| 当期変動額合計 | △3,739 |
| 当期末残高 | △38,813 |

(単位：百万円)

| 科 | 目 | 金 | 額 |
|------------|---------------------|---|----------|
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| | 前期末残高 | | △1,057 |
| | 当期変動額 | | |
| | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | △1,938 |
| | 当期変動額合計 | | △1,938 |
| | 当期末残高 | | △2,996 |
| 為替換算調整勘定 | | | |
| | 前期末残高 | | 1,872 |
| | 当期変動額 | | |
| | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | △575 |
| | 当期変動額合計 | | △575 |
| | 当期末残高 | | 1,297 |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| | 前期末残高 | | △34,258 |
| | 当期変動額 | | |
| | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | △6,253 |
| | 当期変動額合計 | | △6,253 |
| | 当期末残高 | | △40,511 |
| 新株予約権 | | | |
| | 前期末残高 | | 1,257 |
| | 当期変動額 | | |
| | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | 550 |
| | 当期変動額合計 | | 550 |
| | 当期末残高 | | 1,808 |
| 少数株主持分 | | | |
| | 前期末残高 | | 248,437 |
| | 当期変動額 | | |
| | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | △42,399 |
| | 当期変動額合計 | | △42,399 |
| | 当期末残高 | | 206,037 |
| 純資産合計 | | | |
| | 前期末残高 | | 965,261 |
| | 当期変動額 | | |
| | 剰余金の配当 | | △5,773 |
| | 当期純損失 | | △143,084 |
| | 自己株式の取得 | | △0 |
| | 自己株式の処分 | | 5 |
| | 連結子会社減少による減少高 | | △822 |
| | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | △48,103 |
| | 当期変動額合計 | | △197,779 |
| | 当期末残高 | | 767,481 |

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 126社

主要な会社名

株式会社アプラス

昭和リース株式会社

シンキ株式会社

新生フィナンシャル株式会社（旧GEコンシューマー・ファイナンス株式会社）

新生信託銀行株式会社

新生証券株式会社

なお、Shinsei Asset Management (India) Private Limited他15社は設立により、新生フィナンシャル株式会社他11社（注）は株式取得により、KNE 2 Loan GmbH他4社は支配権の獲得により、Gabbro Limitedは重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結しております。

また、Shinsei Capital (USA), Ltd. 他5社は清算により、昭和オートレンタリース株式会社及びサルサービス株式会社は株式売却により、株式会社ワイエムエス・シックス他2社は重要性が減少したことにより、パン信販株式会社はシンキ株式会社との合併により、連結の範囲から除外しております。

（注）新生フィナンシャル株式会社及びその子会社及び子法人等5社は、平成20年9月22日付で当行の子会社及び子法人等となったことから、損益計算書については同年10月1日以降の分を連結しております。

なお、旧GEコンシューマー・ファイナンス株式会社は、平成21年4月1日付で新生フィナンシャル株式会社に社名変更しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 99社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、会社計算

規則第63条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
② 持分法適用の関連法人等 30社

主要な会社名

Hillcot Holdings Limited

日盛金融控股股份有限公司

なお、Woori SB Tenth Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他2社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、新生マッコーリーアドバイザリー株式会社は清算により、Servicegesellschaft Kreditmanagement GmbH及び昭和レンタリース盛岡株式会社は株式売却により、持分法の適用対象から除外しております。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 99社
主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、会社計算規則第69条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等 0社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

| | |
|-------|-----|
| 12月末日 | 49社 |
| 1月末日 | 1社 |
| 2月末日 | 3社 |
| 3月末日 | 72社 |
| 9月末日 | 1社 |

② 3月末日以外の日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち9社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 減価償却の方法

① 有形固定資産（借手側のリース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（A T M等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| その他 | 2年～15年 |

② 無形固定資産（借手側のリース資産を除く）

無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結される子会社及び子法人等に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

(株式会社アプラス)

| | 償却方法 | 償却期間 |
|-------------|------|------|
| 商標価値 | 定額法 | 10年 |
| 商権価値（顧客関係） | 級数法 | 10年 |
| 商権価値（加盟店関係） | 級数法 | 20年 |

(昭和リース株式会社)

| | 償却方法 | 償却期間 |
|-----------------|------|-----------|
| 商標価値 | 定額法 | 10年 |
| 商権価値（顧客関係） | 級数法 | 20年 |
| 契約価値（保守契約関係） | 定額法 | 契約残存年数による |
| 契約価値（サブリース契約関係） | 定額法 | 契約残存年数による |

(シンキ株式会社)

| | 償却方法 | 償却期間 |
|------------|------|------|
| 商標価値 | 定額法 | 10年 |
| 商権価値（顧客関係） | 級数法 | 10年 |

(新生フィナンシャル株式会社)

| | 償却方法 | 償却期間 |
|------------|------|------|
| 商標価値 | 定額法 | 10年 |
| 商権価値（顧客関係） | 級数法 | 10年 |

また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。

③ リース資産(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(6) 繰延資産の処理方法

当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。

(イ) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

(ロ) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

連結される子会社及び子法人等の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、連結される子会社の社債発行費は、主としてその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻

懸念先」という)に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、当行及び一部の連結される子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は158,361百万円であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディング株式会社（旧GEジャパン・ホールディング合同会社）と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。

(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準

固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結される子会社の本店並びに当行目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。

(14) 訴訟損失引当金の計上基準

訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(15) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、連結される国内証券子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。

(16) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4百万円（税効果額控除前）であります。

一部の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッ

ジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

(18) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(19) その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内の連結される子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(ロ) 信販業務の収益の計上方法

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん 7・8分法

信用保証（保証料契約時一括受領） 7・8分法

信用保証（保証料分割受領） 定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん 残債方式

信用保証（保証料分割受領） 残債方式

（注）計上方法の内容は次のとおりであります。

- ① 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

- ② 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期の都度算出額を収益計上する方法であります。

(ハ) リース業務の収益の計上方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

(ニ) 消費者金融業務の収益の計上方法

消費者金融専門の連結される子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率または約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

これによる連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した当該取引については、前連結会計年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、当期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。

(貸手側)

従来、「有形リース資産」及び「無形リース資産」に含めて表示していた所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所有権移転ファイナンス・リース取引と合わせて、「リース債権及びリース投資資産」として表示しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の当期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結される子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は10,220百万円増加しております。

（債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い）

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第26号平成20年12月5日）が平成20年12月5日に公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成20年10月1日付で「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ8,598百万円増加しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「（有価証券関係）」の「7. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

変動利付国債は、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く）38,338百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は76,017百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは54,083百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は39,549百万円、延滞債権額は178,540百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は766百万円、延滞債権額は4,318百万円であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,917百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,030百万円であります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は59,669百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は9,437百万円であります。
6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は283,677百万円であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,552百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,276百万円であ

ります。

8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、50,839百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、78,450百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|----------------|-------------|
| 現金預け金 | 783 百万円 |
| 買入金銭債権 | 47,380 百万円 |
| 特定取引資産 | 15,669 百万円 |
| 有価証券 | 964,554 百万円 |
| 貸出金 | 438,946 百万円 |
| リース債権及びリース投資資産 | 20,034 百万円 |
| その他資産 | 842 百万円 |
| 建物 | 816 百万円 |
| 土地 | 581 百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|--------------|-------------|
| 預金 | 988 百万円 |
| コールマネー及び売渡手形 | 250,000 百万円 |
| 売現先勘定 | 53,805 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 569,205 百万円 |
| コマーシャル・ペーパー | 198 百万円 |
| 借入金 | 225,754 百万円 |
| 社債 | 9,868 百万円 |
| その他負債 | 24 百万円 |
| 支払承諾 | 909 百万円 |

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券215,813百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,339百万円、保証金は24,308百万円、デリバティブ取引の差入担保金は6,865百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,596,451百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが5,343,168百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. その他資産には、割賦売掛金404,702百万円が含まれています。
12. 有形固定資産の減価償却累計額 96,408百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,320百万円
14. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産等であります。
15. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産ののれんとして表示しております。相殺前の金額は、次のとおりであります。
- | | |
|-------|------------|
| のれん | 139,708百万円 |
| 負ののれん | 6,756百万円 |
| 差引額 | 132,952百万円 |
16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,000百万円が含まれております。
17. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債196,278百万円が含まれております。
18. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は64,362百万円であります。
19. 1株当たりの純資産額 284円95銭
20. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 退職給付債務 | △83,323百万円 |
| 年金資産（時価）（含む退職給付信託） | 49,227 |
| 未積立退職給付債務 | △34,096 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 3,632 |
| 未認識数理計算上の差異 | 21,297 |
| 未認識過去勤務債務 | △3,403 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △12,569 |
| 前払年金費用 | 5,649 |
| 退職給付引当金 | △18,219 |

なお、上記の退職給付債務には、新生フィナンシャル株式会社における事業再構築に伴う割増退職金9,271百万円を含んでおります。

(連結損益計算書関係)

1. その他業務収益には、リース収入134,594百万円を含んでおります。
2. その他経常収益には、金銭の信託運用益15,414百万円を含んでおります。
3. その他業務費用には、リース原価118,021百万円を含んでおります。
4. その他の経常費用には、株式等償却12,762百万円、金銭の信託運用損10,279百万円及び利息返還損失引当金繰入額15,029百万円を含んでおります。
5. その他の特別利益には、子会社株式売却益8,226百万円を含んでおります。
6. 特別損失ののれん償却額は、株式会社アプラスに対する投資にかかるものであります。
「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会平成19年3月29日会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。
7. 減損損失には、新生フィナンシャル株式会社の以下の資産グループに係る減損損失を含んでおります。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額(百万円) |
|----------------------------------|---------------------------|------------|---------|
| パーソナル事業部、 モーゲージ事業部、 カード事業部 | 支店、営業所及びATMコー ナー用建物・設備 | 建物 | 438 |
| | | その他の有形固定資産 | 198 |
| | 貸付・回収管理システム | ソフトウェア | 709 |
| 計 | | | 1,346 |

新生フィナンシャル株式会社は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

パーソナル事業部及びモーゲージ事業部については、営業環境等を総合的に勘案した結果、一部店舗の廃店もしくは有人店舗の無人化を決定したため、当該対象資産について、回収可能価額まで減損処理しております。なお、当該廃店等の対象となっている資産の回収可能価額は主として使用価値により測定しておりますが、予想される使用期間が極めて短期であることから割引計算を行っておりません。カード事業部については、当該資産グループ全体の営業損益が継続してマイナスとなっているため、当該資産グループの回収可能価額をゼロとして、帳簿価額全額を減損処理しております。

8. その他の特別損失には、新生フィナンシャル株式会社における事業再構築費用として割増退職金9,271百万円、その他の費用3,272百万円を含んでおります。
9. 1株当たり当期純損失金額 72円85銭
10. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前連結会計 年度末株式数 | 当連結会計 年度増加株式数 | 当連結会計 年度減少株式数 | 当連結会計 年度末株式数 | 摘 要 |
|-------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,060,346 | — | — | 2,060,346 | |
| 合 計 | 2,060,346 | — | — | 2,060,346 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 96,436 | 4 | 13 | 96,427 | |
| 合 計 | 96,436 | 4 | 13 | 96,427 | |

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| 決 議 | 株 式 の 種 類 | 配 当 金 の 総 額 | 1株当たりの金額 | 基 準 日 | 効力発生日 |
|------------------------|-----------|-------------|----------|----------------|---------------|
| 平成20年 5月14日 取締役会 | 普通株式 | 5,773百万円 | 2.94円 | 平成20年 3月31日 | 平成20年 6月5日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当ありません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (△は損) (百万円) |
|----------|---------------------|--|
| 売買目的有価証券 | 51,083 | △19,629 |

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差額 (△は損) (百万円) | うち 益 (百万円) | うち 損 (百万円) |
|-------|---------------------|--------------|-------------------|---------------|---------------|
| 国 債 | 229,197 | 231,079 | 1,881 | 1,881 | — |
| 社 債 | 75,292 | 76,622 | 1,329 | 1,329 | — |
| そ の 他 | 58,208 | 51,513 | △6,694 | 1,904 | 8,598 |
| 合 計 | 362,698 | 359,214 | △3,483 | 5,115 | 8,598 |

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

| | 取得原価 (百万円) | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (△は損) (百万円) | うち 益 (百万円) | うち 損 (百万円) |
|-------|---------------|---------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 株 式 | 18,499 | 15,020 | △3,478 | 440 | 3,919 |
| 債 券 | 1,012,634 | 1,011,926 | △707 | 1,231 | 1,939 |
| 国 債 | 974,716 | 975,092 | 376 | 1,085 | 709 |
| 地 方 債 | 1,712 | 1,749 | 37 | 37 | — |
| 社 債 | 36,205 | 35,084 | △1,121 | 108 | 1,229 |
| そ の 他 | 299,102 | 273,146 | △25,955 | 1,937 | 27,893 |
| 合 計 | 1,330,235 | 1,300,093 | △30,142 | 3,609 | 33,751 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 「その他」は主として外国債券であります。
4. 上記の評価差額(損)30,142百万円に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額等(損)171百万円、「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券に係る評価差額(損)8,463百万円、及び繰延税金資産188百万円を加えた額(損)38,588百万円のうち、少数株主持分相当額34百万円を加算した額から、持分法適用会社のその他有価証券評価差額金のうち親会社持分相当額(損)258百万円を控除した額(損)38,813百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。
5. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は36,193百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

| | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債は、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンバクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 1,075,747 | 6,070 | 4,097 |

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

| | 金額（百万円） |
|-----------------------|---------|
| 満期保有目的の債券 | 3 |
| 非上場社債 | 3 |
| その他有価証券 | 460,854 |
| 非上場株式 | 11,769 |
| 非上場社債 | 332,552 |
| 非上場外国証券 | 57,605 |
| その他 | 58,926 |
| 非連結の子会社、子法人等及び関連法人等株式 | 33,188 |

7. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた債券のうち、高格付の外国債券の一部については、平成20年10月1日付で時価（102,670百万円）により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、高格付を維持しつつも、市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、当該外国債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じていると判断し、運用方針の変更を行ったことによるものでありま

す。

しかし、当該満期保有目的の債券の一部について、当連結会計年度末において50,728百万円の減損処理を行っており、信用状態が著しく悪化したことから、減損処理後の価額（19,666百万円）によって「満期保有目的の債券」から「その他有価証券」に保有目的を変更しております。

上記の結果、平成20年10月1日付で保有目的を変更した外国債券のうち、当連結会計年度末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記のとおりであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成21年3月31日現在）

| | 時 価 (百万円) | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額（△は損） (百万円) |
|-----------|--------------|---------------------|---|
| その他（外国債券） | 38,757 | 47,356 | △8,463 |

(注) 上記時価は、ブローカーから入手した価格によっております。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-----|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券 | 516,855 | 1,042,113 | 45,510 | 44,491 |
| 国債 | 439,175 | 685,222 | 35,401 | 44,491 |
| 地方債 | — | 1,231 | 517 | — |
| 社債 | 77,680 | 355,659 | 9,591 | — |
| その他 | 45,167 | 150,064 | 114,670 | 67,304 |
| 合計 | 562,022 | 1,192,178 | 160,181 | 111,795 |

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (△は損) (百万円) |
|------------|---------------------|--|
| 運用目的の金銭の信託 | 235,795 | △6,936 |

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年3月31日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----------|---------------|---------------------|---------------|--------------|--------------|
| その他の金銭の信託 | 113,045 | 113,045 | — | — | — |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(売買目的の買入金銭債権関係)

売買目的の買入金銭債権 (平成21年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (△は損) (百万円) |
|-------------|---------------------|--|
| 売買目的の買入金銭債権 | 212,130 | △7,914 |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 その他の営業経費 636百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

| | 第1回新株予約権 | | 第2回新株予約権 | |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行執行役11名 当行従業員2,185名 | | 当行従業員3名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 5,343,000株 | 普通株式 4,112,000株 | 普通株式 82,000株 | 普通株式 79,000株 |
| 付与日 | 平成16年7月1日 | | 平成16年10月1日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成16年7月1日から 平成18年7月1日まで | 平成16年7月1日から 平成19年7月1日まで | 平成16年10月1日から 平成18年7月1日まで | 平成16年10月1日から 平成19年7月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで | 平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで | 平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで | 平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで |

| | 第3回新株予約権 | | 第4回新株予約権 | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行従業員1名 | | 当行執行役1名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 13,000株 | 普通株式 12,000株 | 普通株式 125,000株 | 普通株式 125,000株 |
| 付与日 | 平成16年12月10日 | | 平成17年6月1日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成16年12月10日から 平成18年7月1日まで | 平成16年12月10日から 平成19年7月1日まで | 平成17年6月1日から 平成18年7月1日まで | 平成17年6月1日から 平成19年7月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで | 平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで | 平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで | 平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで |

| | 第5回新株予約権 | | 第6回新株予約権 | |
|------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当取締役15名 当執行役10名 当従業員437名 | | 当執行役5名 当従業員35名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 2,609,000株 | 普通株式 2,313,000株 | 普通株式 1,439,000株 | 普通株式 1,417,000株 |
| 付与日 | 平成17年6月27日 | | 平成17年6月27日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成17年6月27日から 平成19年7月1日まで | 平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで | 平成17年6月27日から 平成19年7月1日まで | 平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで |

| | 第7回新株予約権 | | 第8回新株予約権 | |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当執行役8名 当従業員127名 | | 当執行役1名 当従業員34名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 678,000株 | 普通株式 609,000株 | 普通株式 287,000株 | 普通株式 274,000株 |
| 付与日 | 平成17年6月27日 | | 平成17年6月27日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで | 平成17年6月27日から 平成22年7月1日まで | 平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで | 平成17年6月27日から 平成22年7月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで |

| | 第9回新株予約権 | | 第10回新株予約権 | |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行従業員2名 | | 当行従業員2名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 79,000株 | 普通株式 78,000株 | 普通株式 27,000株 | 普通株式 26,000株 |
| 付与日 | 平成17年9月28日 | | 平成17年9月28日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成17年9月28日から 平成19年7月1日まで | 平成17年9月28日から 平成20年7月1日まで | 平成17年9月28日から 平成20年7月1日まで | 平成17年9月28日から 平成22年7月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで |

| | 第11回新株予約権 | | 第12回新株予約権 | |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行従業員2名 | | 当行従業員2名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 26,000株 | 普通株式 24,000株 | 普通株式 9,000株 | 普通株式 8,000株 |
| 付与日 | 平成18年3月1日 | | 平成18年3月1日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成18年3月1日から 平成19年7月1日まで | 平成18年3月1日から 平成20年7月1日まで | 平成18年3月1日から 平成20年7月1日まで | 平成18年3月1日から 平成22年7月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで | 平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで |

| | 第13回新株予約権 | | 第14回新株予約権 | |
|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当取取締役15名 当取執行役14名 当取従業員559名 | | 当取執行役3名 当取従業員28名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 2,854,000株 | 普通株式 2,488,000株 | 普通株式 1,522,000株 | 普通株式 1,505,000株 |
| 付与日 | 平成18年5月25日 | | 平成18年5月25日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成18年5月25日から 平成20年6月1日まで | 平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで | 平成18年5月25日から 平成20年6月1日まで | 平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで | 平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで | 平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで | 平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで |

| | 第15回新株予約権 | | 第16回新株予約権 | |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当取執行役12名 当取従業員159名 | | 当取従業員19名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 749,000株 | 普通株式 690,000株 | 普通株式 170,000株 | 普通株式 161,000株 |
| 付与日 | 平成18年5月25日 | | 平成18年5月25日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで | 平成18年5月25日から 平成23年6月1日まで | 平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで | 平成18年5月25日から 平成23年6月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで | 平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで | 平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで | 平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで |

| | 第17回新株予約権 | | 第18回新株予約権 | |
|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行取締役12名 当行執行役13名 当行従業員110名 | | 当行執行役3名 当行従業員23名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 1,691,000株 | 普通株式 1,615,000株 | 普通株式 747,000株 | 普通株式 733,000株 |
| 付与日 | 平成19年5月25日 | | 平成19年5月25日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成19年5月25日から 平成21年6月1日まで | 平成19年5月25日から 平成23年6月1日まで | 平成19年5月25日から 平成21年6月1日まで | 平成19年5月25日から 平成23年6月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで | 平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで | 平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで | 平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで |

| | 第19回新株予約権 | | 第20回新株予約権 | |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 子会社社役職員32名 | | 当行取締役12名 当行執行役8名 当行従業員104名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 86,000株 | 普通株式 54,000株 | 普通株式 1,445,000株 | 普通株式 1,385,000株 |
| 付与日 | 平成19年7月2日 | | 平成20年5月30日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成19年7月2日から 平成21年7月1日まで | 平成19年7月2日から 平成23年7月1日まで | 平成20年5月30日から 平成22年6月1日まで | 平成20年5月30日から 平成24年6月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成21年7月1日から 平成29年6月19日まで | 平成23年7月1日から 平成29年6月19日まで | 平成22年6月1日から 平成30年5月13日まで | 平成24年6月1日から 平成30年5月13日まで |

| | 第21回新株予約権 | | 第22回新株予約権 | |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行執行役1名 当行従業員29名 | | 子会社役員43名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 1,049,000株 | 普通株式 1,032,000株 | 普通株式 121,000株 | 普通株式 82,000株 |
| 付与日 | 平成20年5月30日 | | 平成20年7月10日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成20年5月30日から 平成22年6月1日まで | 平成20年5月30日から 平成24年6月1日まで | 平成20年7月10日から 平成22年7月1日まで | 平成20年7月10日から 平成24年7月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成22年6月1日から 平成30年5月13日まで | 平成24年6月1日から 平成30年5月13日まで | 平成22年7月1日から 平成30年6月24日まで | 平成24年7月1日から 平成30年6月24日まで |

| | 第23回新株予約権 | |
|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 子会社役員17名 | |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 54,000株 | 普通株式 43,000株 |
| 付与日 | 平成20年12月1日 | |
| 権利確定条件 | (注) 2 | |
| 対象勤務期間 | 平成20年12月1日から 平成22年12月1日まで | 平成20年12月1日から 平成24年12月1日まで |
| 権利行使期間 | 平成22年12月1日から 平成30年11月11日まで | 平成24年12月1日から 平成30年11月11日まで |

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

| | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 |
|-----------------|-----------|--------|--------|---------|
| 権 利 確 定 前 (株) | | | | |
| 前 連 結 会 計 年 度 末 | — | — | — | — |
| 付 与 | — | — | — | — |
| 失 効 | — | — | — | — |
| 権 利 確 定 | — | — | — | — |
| 未 確 定 残 | — | — | — | — |
| 権 利 確 定 後 (株) | | | | |
| 前 連 結 会 計 年 度 末 | 6,343,000 | 42,000 | 25,000 | 250,000 |
| 権 利 確 定 | — | — | — | — |
| 権 利 行 使 | — | — | — | — |
| 失 効 | 398,000 | — | — | — |
| 未 行 使 残 | 5,945,000 | 42,000 | 25,000 | 250,000 |

| | 第5回 | 第6回 | 第7回 | 第8回 |
|-----------------|-----------|-----------|---------|---------|
| 権 利 確 定 前 (株) | | | | |
| 前 連 結 会 計 年 度 末 | 1,298,000 | 996,000 | 715,000 | 360,000 |
| 付 与 | — | — | — | — |
| 失 効 | 43,000 | 110,000 | 31,000 | 88,000 |
| 権 利 確 定 | 1,255,000 | 886,000 | 314,000 | 139,000 |
| 未 確 定 残 | — | — | 370,000 | 133,000 |
| 権 利 確 定 後 (株) | | | | |
| 前 連 結 会 計 年 度 末 | 2,291,000 | 1,404,000 | 232,000 | 26,000 |
| 権 利 確 定 | 1,255,000 | 886,000 | 314,000 | 139,000 |
| 権 利 行 使 | — | — | — | — |
| 失 効 | 178,000 | 137,000 | 9,000 | 3,000 |
| 未 行 使 残 | 3,368,000 | 2,153,000 | 537,000 | 162,000 |

| | 第9回 | 第10回 | 第11回 | 第12回 |
|----------|---------|--------|--------|--------|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 78,000 | 53,000 | 20,000 | 14,000 |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 権利確定 | 78,000 | 27,000 | 20,000 | 7,000 |
| 未確定残 | — | 26,000 | — | 7,000 |
| 権利確定後(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 79,000 | — | 21,000 | — |
| 権利確定 | 78,000 | 27,000 | 20,000 | 7,000 |
| 権利行使 | — | — | — | — |
| 失効 | — | — | — | — |
| 未行使残 | 157,000 | 27,000 | 41,000 | 7,000 |

| | 第13回 | 第14回 | 第15回 | 第16回 |
|----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 3,836,000 | 2,609,000 | 1,055,000 | 192,000 |
| 付与 | — | — | — | — |
| 失効 | 275,000 | 151,000 | 93,000 | 76,000 |
| 権利確定 | 2,116,000 | 2,022,000 | 5,000 | — |
| 未確定残 | 1,445,000 | 436,000 | 957,000 | 116,000 |
| 権利確定後(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 296,000 | 5,000 | 80,000 | 2,000 |
| 権利確定 | 2,116,000 | 2,022,000 | 5,000 | — |
| 権利行使 | — | — | — | — |
| 失効 | 151,000 | 23,000 | — | — |
| 未行使残 | 2,261,000 | 2,004,000 | 85,000 | 2,000 |

| | 第17回 | 第18回 | 第19回 | 第20回 |
|----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 3,085,000 | 1,457,000 | 140,000 | — |
| 付与 | — | — | — | 2,830,000 |
| 失効 | 456,000 | 232,000 | — | 522,000 |
| 権利確定 | 373,000 | 712,000 | — | 10,000 |
| 未確定残 | 2,256,000 | 513,000 | 140,000 | 2,298,000 |
| 権利確定後(株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 47,000 | — | — | — |
| 権利確定 | 373,000 | 712,000 | — | 10,000 |
| 権利行使 | — | — | — | — |
| 失効 | 1,000 | — | — | — |
| 未行使残 | 419,000 | 712,000 | — | 10,000 |

| | 第21回 | 第22回 | 第23回 |
|----------|-----------|---------|--------|
| 権利確定前(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | — | — | — |
| 付与 | 2,081,000 | 203,000 | 97,000 |
| 失効 | 446,000 | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | 1,635,000 | 203,000 | 97,000 |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | — | — | — |

(ロ) 単価情報

| | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 権利行使価格(円) | 684 | 646 | 697 | 551 |
| 権利行使時平均株価(円) | 721 | 739 | — | — |

| | 第5回 | 第6回 | 第7回 | 第8回 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 権利行使価格(円) | 601 | 601 | 601 | 601 |
| 権利行使時平均株価(円) | — | — | — | — |

| | 第9回 | 第10回 | 第11回 | 第12回 |
|--------------|-----|------|------|------|
| 権利行使価格(円) | 697 | 697 | 774 | 774 |
| 権利行使時平均株価(円) | — | — | — | — |

| | 第13回 | 第14回 | 第15回 | 第16回 |
|--------------|------|------|------|------|
| 権利行使価格(円) | 825 | 825 | 825 | 825 |
| 権利行使時平均株価(円) | — | — | — | — |

| | 第17回 | 第18回 | 第19回 |
|--------------|------|------|------|
| 権利行使価格(円) | 555 | 555 | 527 |
| 権利行使時平均株価(円) | — | — | — |

| | 第20回 | | 第21回 | |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 権利行使期間 | 平成22年6月1日から 平成30年5月13日まで | 平成24年6月1日から 平成30年5月13日まで | 平成22年6月1日から 平成30年5月13日まで | 平成24年6月1日から 平成30年5月13日まで |
| 権利行使価格(円) | 416 | | 416 | |
| 権利行使時平均株価(円) | — | | — | |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 158 | 169 | 158 | 169 |

| | 第22回 | | 第23回 | |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 権利行使期間 | 平成22年7月1日から 平成30年6月24日まで | 平成24年7月1日から 平成30年6月24日まで | 平成22年12月1日から 平成30年11月11日まで | 平成24年12月1日から 平成30年11月11日まで |
| 権利行使価格(円) | 407 | | 221 | |
| 権利行使時平均株価(円) | — | | — | |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 127 | 137 | 53 | 57 |

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたStock・オプション(第20回～第23回)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

| | 第20回 | | 第21回 | |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 権利行使期間 | 平成22年6月1日から 平成30年5月13日まで | 平成24年6月1日から 平成30年5月13日まで | 平成22年6月1日から 平成30年5月13日まで | 平成24年6月1日から 平成30年5月13日まで |
| 株価変動性(注) 1 | 40.8% | 40.8% | 40.8% | 40.8% |
| 予想残存期間(注) 2 | 6年 | 7年 | 6年 | 7年 |
| 予想配当(注) 3 | 2.94円/株 | 2.94円/株 | 2.94円/株 | 2.94円/株 |
| 無リスク利子率(注) 4 | 1.424% | 1.489% | 1.424% | 1.489% |

| | 第22回 | | 第23回 | |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 権利行使期間 | 平成22年7月1日から 平成30年6月24日まで | 平成24年7月1日から 平成30年6月24日まで | 平成22年12月1日から 平成30年11月11日まで | 平成24年12月1日から 平成30年11月11日まで |
| 株価変動性(注) 1 | 40.8% | 40.8% | 54.4% | 54.4% |
| 予想残存期間(注) 2 | 6年 | 7年 | 6年 | 7年 |
| 予想配当(注) 3 | 2.94円/株 | 2.94円/株 | 2.94円/株 | 2.94円/株 |
| 無リスク利子率(注) 4 | 1.199% | 1.259% | 0.889% | 0.913% |

- (注) 1. 2年間の株価実績に基づき算定しております(第20回、第21回:平成18年5月～平成20年5月、第22回:平成18年6月～平成20年6月、第23回:平成18年11月～平成20年11月)。
2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成20年3月期の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。
4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
- 将来の失効数の合理的見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

株式会社 新 生 銀 行
取締役会御中

監査法人 ト ー マ ツ

| | | |
|-------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 後 藤 順 子 ⑩ |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 松 本 繁 彦 ⑩ |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴 木 順 二 ⑩ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第9期 (平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで) 損益計算書

株式会社 新 生 銀 行
(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------|---------|
| 経常収益 | 246,323 |
| 資金運用収益 | 182,737 |
| 貸出金利息 | 109,886 |
| 有価証券利息配当金 | 59,458 |
| コールローン利息 | 883 |
| 買現先利 | 7 |
| 債券貸借取引受入利息 | 727 |
| 預け入金利息 | 1,488 |
| その他の受入利息 | 10,284 |
| 役務取引等収益 | 18,963 |
| 受入為替手数料 | 1,244 |
| その他の役務収益 | 17,718 |
| 特定取引収益 | 5,277 |
| 商品有価証券収益 | 0 |
| 特定金融派生商品収益 | 5,276 |
| その他の業務収益 | 16,956 |
| 外国為替売買益 | 13,336 |
| 外国債等債券売却益 | 3,321 |
| その他の業務収益 | 299 |
| その他の経常収益 | 22,389 |
| 株式等売却益 | 4,199 |
| 金銭の信託運用益 | 16,050 |
| その他の経常収益 | 2,138 |
| 経常費用 | 411,184 |
| 資金調達費用 | 96,368 |
| 預渡性預金利息 | 47,548 |
| 債券利 | 4,871 |
| コールマネー利 | 5,026 |
| 売現先利 | 4,897 |
| 債券貸借取引支払利息 | 5 |
| 借入金利 | 2,650 |
| 社債利 | 5,268 |
| 金利スワップ支払利息 | 20,266 |
| その他の支払利息 | 1,083 |
| その他の支払利息 | 4,748 |

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------------|---------|---------|
| 役 務 取 引 等 費 用 | 13,415 | |
| 支 払 為 替 手 数 料 | 1,756 | |
| そ の 他 の 役 務 費 用 | 11,658 | |
| 特 定 取 引 費 用 | 10,968 | |
| 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用 | 10,727 | |
| そ の 他 の 特 定 取 引 費 用 | 240 | |
| そ の 他 の 業 務 費 用 | 103,456 | |
| 国 債 等 債 券 売 却 損 | 3,529 | |
| 国 債 等 債 券 償 却 | 80,763 | |
| 債 券 発 行 費 用 償 却 | 74 | |
| 社 債 発 行 費 用 償 却 | 353 | |
| 金 融 派 生 商 品 費 用 | 2,837 | |
| そ の 他 の 業 務 費 用 | 15,898 | |
| 営 業 費 | 81,741 | |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 105,234 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 75,853 | |
| 貸 出 金 償 却 | 1,853 | |
| 株 式 等 売 却 損 | 344 | |
| 株 式 等 償 却 | 11,549 | |
| 金 銭 の 他 の 信 託 運 用 損 | 10,279 | |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 5,353 | |
| 経 常 損 失 | | 164,860 |
| 特 別 損 利 | | 76,948 |
| 債 却 債 権 取 立 益 | 1,104 | |
| 社 債 の 他 の 特 別 利 益 | 73,175 | |
| そ の 他 の 特 別 利 益 | 2,668 | |
| 特 別 損 失 | | 63,487 |
| 固 定 資 産 処 分 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 1,021 | |
| 固 定 資 産 処 分 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 3,118 | |
| 訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 3,662 | |
| そ の 他 の 特 別 損 失 | 55,684 | |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | | 151,399 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △4,184 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 9,833 | |
| 法 人 税 等 合 計 | | 5,648 |
| 当 期 純 損 失 | | 157,048 |

第9期（平成20年4月1日から）株主資本等変動計算書
平成21年3月31日まで

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------|----------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 476,296 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 476,296 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 前期末残高 | 43,558 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 43,558 |
| 資本剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 43,558 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 43,558 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | 9,880 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,154 |
| 当期変動額合計 | 1,154 |
| 当期末残高 | 11,035 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 307,395 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △6,928 |
| 当期純損失 | △157,048 |
| 当期変動額合計 | △163,976 |
| 当期末残高 | 143,418 |
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 317,276 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △5,773 |
| 当期純損失 | △157,048 |
| 当期変動額合計 | △162,822 |
| 当期末残高 | 154,454 |
| 自己株式 | |
| 前期末残高 | △72,557 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △0 |
| 当期変動額合計 | △0 |
| 当期末残高 | △72,558 |

(単位：百万円)

| 科 | 目 | 金 | 額 |
|---------------------|---|---|----------|
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | | | 764,573 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △5,773 |
| 当期純損失 | | | △157,048 |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 当期変動額合計 | | | △162,823 |
| 当期末残高 | | | 601,750 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | | | △35,024 |
| 当期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △3,025 |
| 当期変動額合計 | | | △3,025 |
| 当期末残高 | | | △38,049 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 前期末残高 | | | 1,896 |
| 当期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △2,568 |
| 当期変動額合計 | | | △2,568 |
| 当期末残高 | | | △672 |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | | | △33,128 |
| 当期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △5,593 |
| 当期変動額合計 | | | △5,593 |
| 当期末残高 | | | △38,722 |
| 新株予約権 | | | |
| 前期末残高 | | | 1,257 |
| 当期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 550 |
| 当期変動額合計 | | | 550 |
| 当期末残高 | | | 1,808 |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | | | 732,703 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △5,773 |
| 当期純損失 | | | △157,048 |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △5,043 |
| 当期変動額合計 | | | △167,866 |
| 当期末残高 | | | 564,836 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 13年～50年

その他 2年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中の「リース資産」の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

(2) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は71,294百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|--------|----------------------------------|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 |
|--------|----------------------------------|

| | |
|----------|--|
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 |
|----------|--|

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(5) 固定資産処分損失引当金

固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店及び目黒フィナンシャルセンターについて見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。

(6) 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金は、係争中の訴訟に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建その他有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建その他有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査

委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。この変更による影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前である所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、当期首に取得したものととして「リース資産」に計上しております。

(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が平成20年12月5日に公表されたことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、平成20年10月1日付で「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ8,598百万円増加しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「8. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

表示方法の変更

前事業年度において、「その他の資産」に含めて表示していた「未収金」(前事業年度末残高39,519百万円)は、当事業年度において資産総額の1/100を超えたことから、区分掲記しております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債は、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンバクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 501,232百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は76,017百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは53,652百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,943百万円、延滞債権額は110,238百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,732百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,121百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は141,035百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、150百万円であります。

8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の期末残高の総額は、50,839百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、78,450百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|--------|------------|
| 現金預け金 | 10百万円 |
| 買入金銭債権 | 47,380百万円 |
| 特定取引資産 | 15,669百万円 |
| 有価証券 | 964,376百万円 |
| 貸出金 | 412,465百万円 |
| その他資産 | 395,266百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-------------|------------|
| 預金 | 988百万円 |
| コールマネー | 250,000百万円 |
| 売現先勘定 | 53,805百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 569,205百万円 |
| 借入金 | 201,480百万円 |
| その他負債 | 24百万円 |
| 支払承諾 | 909百万円 |

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券215,778百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は7,904百万円、デリバティブ取引の差入担保金は6,811百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,560,296百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,297,311百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。こ

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 16,986百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,320百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金102,500百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債374,858百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は64,362百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 286円68銭
17. 関係会社に対する金銭債権総額 1,168,572百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 811,951百万円
19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、1,154百万円であります。

20. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

| | |
|--------------------|------------|
| 退職給付債務 | △52,724百万円 |
| 年金資産(時価)(含む退職給付信託) | 38,053百万円 |
| <hr/> | |
| 未積立退職給付債務 | △14,671百万円 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 3,632百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 15,785百万円 |
| 未認識過去勤務債務 | △2,675百万円 |
| <hr/> | |
| 貸借対照表計上額の純額 | 2,071百万円 |
| 前払年金費用 | 2,127百万円 |
| 退職給付引当金 | △55百万円 |

21. 当行子会社である新生フィナンシャル株式会社（旧 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社）は、消費者ローン債権を新生信託銀行株式会社に信託譲渡して証券化取引を行っておりますが、新生フィナンシャル株式会社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない場合等により、新生信託銀行株式会社の銀行勘定に損失が発生した際には、当行が当該損失を負担する旨の書簡を新生信託銀行株式会社に差入れております。なお、当行に損失の発生する可能性は非常に低いものと判断しております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

| | |
|----------------------|-----------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 29,488百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 1,785百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 1,680百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | 2,483百万円 |

関係会社との取引による費用

| | |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 10,822百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 3,168百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 3,906百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 19,824百万円 |

2. 「その他の特別損失」は、関係会社株式及び出資評価損55,684百万円であります。

3. 1株当たり当期純損失金額 79円96銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 当期末残高 |
|--------------|-------------------------------------|---------------------------|-----------|-----------------------------|------------|-------------|---------|
| 子会社・ 子法人等 | (株) アプラス | 所有 直接 76.7% | 金銭貸借関係 | 信託受益権の購入 (注1) | 125,800 | — | — |
| | 新生フィナンシャル(株) | 所有 直接 99.8% 間接 0.2% | 金銭貸借関係 | 当座勘定貸越取引 (注2) | 574,737 | 貸出金 | 76,400 |
| | | | | 信託受益権の取得 (注3) | 402,900 | — | — |
| | | | | 新株発行による増資引 受 (注4) | 110,000 | — | — |
| | Shinsei Finance (Cayman) Limited | 所有 直接 100% | 金銭貸借関係 | 劣後社債利息の支払 (注5) | 5,742 | 社債 | 67,778 |
| | Shinsei Finance II (Cayman) Limited | 所有 直接 100% | 金銭貸借関係 | 劣後社債利息の支払 (注6) | 5,962 | 社債 | 58,053 |
| | エー・エム・ワン合同会社 | 所有 [100%] (注7) | 金銭貸借関係 | 信託受益権の譲渡 (注8) | 150,000 | — | — |
| | | | | 社債の引受 (注8) | 150,000 | 貸出金 (注9) | 143,548 |
| | パールホワイト・ワン合同 会社 | 所有 [100%] (注7) | 金銭貸借関係 | 信託受益権の譲渡 (注10) | 286,916 | — | — |
| | | | | コマーシャル・ペー パーの引受 (注10) | 287,282 | 未収金 (注9) | 288,778 |
| | パールホワイト・ツー合同 会社 | 所有 [100%] (注7) | 金銭貸借関係 | 信託受益権の譲渡 (注11) | 231,244 | — | — |
| | | | | コマーシャル・ペー パーの引受 (注11) | 231,342 | 貸出金 (注9) | 90,331 |
| | 新生信託銀行(株) | 所有 直接 100% | 預金取引関係 | 債権受託に係る損失の 補償 (注12) | — (注12) | — | — |
| 未収金 (注9) | | | | | | | |

(注1) (株) アプラスの金銭債権を裏付けとした信託受益権を、当行が取得したものであります。

市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。

- (注2) 事業資金の貸出を行っております。市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
- (注3) 新生フィナンシャル（株）の金銭債権を裏付けとした信託受益権を、当行が取得したものであります。
市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。
- (注4) 当行が新生フィナンシャル（株）の行った第三者割当増資1,100,000株を引き受けたものであります。
- (注5) 社債は、劣後社債であります。また、社債利息については発行時から平成28年7月までの期間は年6.318%の固定利率が適用され、それ以降の期間は、ステップアップ条項が付与された変動利率が適用されます。
- (注6) 社債は、劣後社債であります。また、社債利息については発行時から平成28年7月までの期間は年7.06%の固定利率が適用され、それ以降の期間は、ステップアップ条項が付与された変動利率が適用されます。
- (注7) 「議決権等の所有（被所有）割合」欄の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
- (注8) 当行の住宅ローン債権を裏付とした信託受益権をエー・エム・ワン合同会社に譲渡し、これを裏付としてエー・エム・ワン合同会社が発行した社債全額を、当行が引き受けたものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております
- (注9) 貸借対照表の科目表記は、当行がオリジネートした実質的な裏付資産によっております。
- (注10) 当行の貸付債権を裏付とした優先受益権をパールホワイト・ワン合同会社に譲渡、これを裏付としてパールホワイト・ワン合同会社が発行したコマーシャル・ペーパーの額面2,900億円のうち、2,899億円を、当行が引き受けたものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。
- (注11) 当行の貸付債権を裏付とした優先受益権をパールホワイト・ツー合同会社に譲渡、これを裏付としてパールホワイト・ツー合同会社が発行したコマーシャル・ペーパーの額面2,350億円のうち、2,349億円を、当行が引き受けたものであります。市場実勢を勘案し、取引価格を合理的に決定しております。
- (注12) 当行子会社である新生フィナンシャル（株）の証券化取引に関連して、同社の消費者ローン債権を新生信託銀行（株）が受託（当期末受託残高 492,615百万円）しておりますが、当該信託契約について新生信託銀行（株）の銀行勘定に損失が生じた場合には、当行が当該損失を補償する旨の書簡を新生信託銀行（株）に差し入れております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 当期末残高 |
|--|--------------------------------|--------------------|----------------|----------------------|--------|------|-------|
| 役員及び その近親 者が議決 権の過半 を所有し ている等 の会社等 (当該会社 の子会社 ・子会社 ・子会社 法人等を 含む) | J. C. Flowers II L.P. (注1) | - | 役務の提供 役員の兼任 | 管理報酬の受入(注2) | 216 | 前受収益 | 26 |
| | | | | 出資(注3) | 11,088 | - | - |
| | | | | 出資分配金 | 432 | - | - |
| | J. C. Flowers III L.P. (注1) | - | 役務の提供 役員の兼任 | 出資 (注4) | 468 | - | - |
| | NIBC Bank N.V. (注5) | - | - | コミットメントライン取 引(注6) | 13,009 | - | - |
| | NIBC Bank Ltd (注7) | - | - | 貸出参加(注8) | 724 | 貸出金 | 1,093 |
| Hillcot Holdings Limited (注9) | - | 役員の兼任 | 出資金戻り(注9) | 715 | - | - | |

(注1) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C. フラワーズ社(J.C. Flowers&Co. LLC)によって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は99.95百万米ドルであります。

(注5) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C. フラワーズ社(J.C. Flowers&Co. LLC)が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.がNIBC Bank N.V.の議決権の100%を間接的に保有しております。

(注6) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、融資枠の設定額を取引金額として記載しております。

(注7) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C. フラワーズ社(J.C. Flowers&Co. LLC)が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.がNIBC Bank Ltd.の議決権の100%を保有しております。

(注8) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、貸出参加枠は11百万米ドルとして設定しており、当期の貸出参加額を取引金額として記載しております。

(注9) 当行役員J.クリストファー フラワーズが間接的に議決権の過半数を保有し、かつ当行の関連法人等であったHillcot Holdings Limitedへの出資が返済されたものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前事業年度末株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 | 摘 要 |
|---------|-----------|------------|------------|-----------|-----|
| 自 己 株 式 | | | | | |
| 普 通 株 式 | 96,422 | 4 | — | 96,427 | (注) |
| 合 計 | 96,422 | 4 | — | 96,427 | |

(注) 自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取による自己株式の取得であります。

2. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当事業年度中の配当金支払額

| 決 議 | 株 式 の 種 類 | 配 当 金 の 総 額 | 1株当たりの金額 | 基 準 日 | 効力発生日 |
|------------------------|-----------|-------------|----------|----------------|---------------|
| 平成20年 5月14日 取締役会 | 普 通 株 式 | 5,773百万円 | 2.94円 | 平成20年 3月31日 | 平成20年 6月5日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの
該当ありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「商品有価証券」、「特定取引有価証券」及び「その他の特定取引資産」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額（百万円） | 当事業年度の損益に含まれた評価差額（△は損）（百万円） |
|-----------------|---------------|-----------------------------|
| 売 買 目 的 有 価 証 券 | 37,335 | △15,809 |

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 （百万円） | 時 価 （百万円） | 差額（△は損） （百万円） | う ち 益 （百万円） | う ち 損 （百万円） |
|-------|-------------------|--------------|------------------|----------------|----------------|
| 国 債 | 229,197 | 231,079 | 1,881 | 1,881 | — |
| 社 債 | 75,292 | 76,622 | 1,329 | 1,329 | — |
| そ の 他 | 58,208 | 51,513 | △6,694 | 1,904 | 8,598 |
| 合 計 | 362,698 | 359,214 | △3,483 | 5,115 | 8,598 |

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

(平成21年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 （百万円） | 時 価 （百万円） | 差額（△は損） （百万円） |
|------------|-------------------|--------------|------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 25,870 | 19,224 | △6,645 |

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

| | 取得原価 (百万円) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額(△は損) (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-------|---------------|-------------------|--------------------|--------------|--------------|
| 株 式 | 13,742 | 10,887 | △2,855 | 308 | 3,164 |
| 債 券 | 1,015,220 | 1,014,589 | △631 | 1,324 | 1,955 |
| 国 債 | 974,681 | 975,057 | 376 | 1,085 | 709 |
| 地 方 債 | 1,712 | 1,749 | 37 | 37 | — |
| 社 債 | 38,826 | 37,782 | △1,044 | 201 | 1,246 |
| そ の 他 | 293,592 | 267,642 | △25,949 | 1,937 | 27,887 |
| 合 計 | 1,322,555 | 1,293,119 | △29,436 | 3,570 | 33,006 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. 上記の評価差額(損)29,436百万円に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額(損)149百万円及び「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券に係る評価差額(損)8,463百万円を加えた額(損)38,049百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

5. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当事業年度におけるこの減損処理額は34,987百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先
要注意先
正常先

時価が取得原価に比べて下落
時価が取得原価に比べて30%以上下落
時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

変動利付国債は、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ3,230百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンバクシティ調整後）と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計値であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 1,075,364 | 5,916 | 3,874 |

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(平成21年3月31日現在)

| 内容 | 金額 (百万円) |
|---------------------|----------|
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | 461,030 |
| 子会社・子法人等株式 | 460,437 |
| 関連法人等株式 | 592 |
| その他有価証券 | 465,703 |
| 非上場株式 | 6,920 |
| 非上場社債 | 332,552 |
| 非上場外国証券 | 55,346 |
| その他 | 70,883 |

8. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた債券のうち、高格付の外国債券の一部については、平成20年10月1日付で時価（102,670百万円）により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、高格付を維持しつつも、市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、当該外国債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じていると判断し、運用方針の変更を行ったことによるものであります。

しかし、当該満期保有目的の債券の一部について、当事業年度末において50,728百万円の減損処理を行っており、信用状態が著しく悪化したことから、減損処理後の価額（19,666百万円）によって「満期保有目的の債券」から「その他有価証券」に保有目的を変更しております。

上記の結果、平成20年10月1日付で保有目的を変更した外国債券のうち、当事業年度末において「満期保有目的の債券」の区分に計上しているものは下記のとおりであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成21年3月31日現在）

| | 時 価 (百万円) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額 金の額（△は損） (百万円) |
|-----------|--------------|-------------------|---|
| その他（外国債券） | 38,757 | 47,356 | △8,463 |

(注)上記時価は、ブローカーから入手した価格によっております。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成21年3月31日現在)

| | 1 年 以 内 (百万円) | 1 年 超 5 年 以 内 (百万円) | 5 年 超 10 年 以 内 (百万円) | 10 年 超 (百万円) |
|-------|------------------|------------------------|-------------------------|-----------------|
| 債 券 | 518,053 | 1,042,078 | 47,008 | 44,491 |
| 国 債 | 439,175 | 685,187 | 35,401 | 44,491 |
| 地 方 債 | — | 1,231 | 517 | — |
| 社 債 | 78,878 | 355,659 | 11,088 | — |
| そ の 他 | 45,353 | 195,628 | 116,234 | 64,431 |
| 合 計 | 563,406 | 1,237,707 | 163,242 | 108,922 |

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (△は損) (百万円) |
|------------|----------------|-----------------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 448,187 | △14,622 |

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年3月31日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----------|---------------|-------------------|---------------|--------------|--------------|
| その他の金銭の信託 | 124,845 | 124,845 | — | — | — |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づき計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(売買目的の買入金銭債権関係)

売買目的の買入金銭債権 (平成21年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (△は損) (百万円) |
|-------------|----------------|-----------------------------------|
| 売買目的の買入金銭債権 | 15,063 | △470 |

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | |
|-----------------------|-----------|
| 貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額 | 77,723百万円 |
| 有価証券価格償却超過額 | 69,212 |
| 税務上の繰越欠損金 | 54,733 |
| その他有価証券の時価評価に係る一時差異 | 15,482 |
| 繰延ヘッジ損失に係る一時差異 | 8,433 |
| 特定金銭信託評価損益 | 5,949 |
| 金銭の信託未収配当金 | 3,686 |
| 賞与引当金 | 2,926 |
| 退職給付引当金 | 2,855 |
| 固定資産処分損失引当金 | 2,812 |
| その他 | 20,755 |
| 繰延税金資産小計 | 264,573 |
| 評価性引当額 | △246,740 |
| 繰延税金資産合計 | 17,832 |
| 繰延税金負債 | |
| 繰延ヘッジ利益に係る一時差異 | 13,503 |
| 繰延税金負債合計 | 13,503 |
| 繰延税金資産の純額 | 4,329百万円 |

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

株式会社 新 生 銀 行
取締役会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

| | | |
|-------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 後 藤 順 子 ㊞ |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 松 本 繁 彦 ㊞ |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴 木 順 二 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき構築されている内部統制システムの状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し又は監査委員会の職務を補助する用人をして出席せしめ、取締役及び執行役等から内部統制を含むその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し又は監査委員会の職務を補助する用人をして閲覧せしめ、業務及び財産の状況を調査しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月8日

株式会社 新生銀行 監 査 委 員 会

| | | | |
|------|-------|---|---|
| 監査委員 | 高 橋 弘 | 幸 | ㊟ |
| 監査委員 | 伊 藤 侑 | 徳 | ㊟ |
| 監査委員 | 小 川 信 | 明 | ㊟ |
| 監査委員 | 可 児 | 滋 | ㊟ |
| 監査委員 | 長 島 安 | 治 | ㊟ |

(注) 5名の監査委員全員が、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。

以 上